

## 教職員の懲戒処分等について

令和7年11月27日付で、次のとおり、懲戒処分等を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県立学校 教諭 (39歳)	懲戒免職	令和6年10月上旬から令和7年10月下旬までの間、校内及び校外において、自校の生徒に対して、複数回、わいせつな行為を行った。 このことは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に違反し、教育公務員としての職の信用を著しく損なう重大な非違行為であり、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。

上記の県立学校の校長（期間中2名）に対しては、「訓告」の行政措置を行うこととした。

### 【担当】

教職員課 県立学校人事係長 内田 俊行  
(内線) 4922  
(直通電話) 082 - 513 - 4922  
(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp